

東京都立板橋特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。どの学校にも学級にも起こりうるものである。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。
- (2) 特別支援学校高等部に入学してくる生徒は、小学校や中学校時代に、いじめられた経験のある生徒が少なくない。そのような生徒の心のケアに努め、学校は、生徒が教職員や友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないように、組織として対応するため委員会を設置する。

イ 所掌事項

- 基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- 教職員への共通理解と意識啓発
- 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- いじめやいじめが疑われる行為等の情報集約
- 発見されたいじめ事案への対応（解消に向けた指導・支援体制の決定）
- 不登校生徒の情報集約
- 不登校生徒への指導・支援方法の検討

ウ 会議

学期一回。また、委員長が必要と認めるとき。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、学年主任で構成する。校長を委員長とする。必要に応じて養護教諭や該当生徒担任等を加える。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織として学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

○ いじめやいじめが疑われる行為等の情報集約への支援

○ 発見されたいじめ事案への対応（解消に向けた指導・支援体制の決定）への支援

ウ 会議

校長が必要と認めるとき。

エ 委員構成

福祉関係部署職員、児童相談所福祉司、保護司、民生委員、PTA会長等、校長が必要と認めるメンバーで構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学級担任は、生徒たちの変化を見逃さないようにするとともに、日常から生徒の変化に対する情報を記録する習慣をつけ、一人で抱え込まないように学年会等を通じて学年教員に報告する。

イ 学級担任は、問題を抱えていると疑われる生徒がいる場合は、積極的にコミュニケーションをとり、生徒が相談しやすい人間関係を構築することに努める。

ウ 定期的に生徒がいじめについて考えられるように、普通学級においては、学期始めに、道徳や特別活動の時間を活用して、いじめに関する授業を実施する。

エ 法教育の視点から、生徒がいじめについて理解を深められるように、特定の学年集団を対象とした弁護士を活用した授業を、いじめ対策委員会が中心に企画する。

オ いじめを見て見ぬふりをしないことを日常的に意識させるなど、いじめに対しての意識を向上させるため、各月の生活目標に取り入れたり、生徒会や委員会活動にポスターの作成を依頼したり、啓発活動を推進する。

(2) 早期発見のための取組

ア 日常生活の変化の背景には様々な課題が隠されていることが多いため、都教委がひな形を提示する「生活意識調査」を、一、二学期の始めに実施する。

イ 生徒が躊躇することなく臨床発達心理士に相談できる環境をつくるため、面接の希望（アンケート）を全員からとる。

ウ 学級担任は、必要と感じる生徒には積極的に二者面談を行う。二者面談を通して、本人のことでなく、友人のことや学級、部活動の人間関係などを把握する機会とする。そのうえで、報告が必要な内容については、いじめ対策委員会にあげる。

エ 学級経営を担任任せにしないようにするため、生活指導主幹をはじめとして校内巡回を行うことを通じ、生徒たちの変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で見守っているというメッセージを発する。

オ 生徒の変化に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有することができるように、パスワードを設定して記録ファイルをサーバー内に作成する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 遊びや悪ふざけなど、疑われる行為も含め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談があった場合には真摯に傾聴する。また、同様の状況を発見した場合も真摯に受け止める。ささいな兆候であっても疑いがある行為には、早い段階から関わりをもつ。(加害生徒あるいは被害生徒の)学級担任は、正確な情報を聞き取る。学級担任は一人で抱え込まず、必ず、いじめ対策委員会(の構成員)に報告する。
- イ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するための具体的な方法を、いじめ対策委員会は早急に学級担任に提示する。登下校の見守り等が必要な場合は、生活指導部に協力を得る。いじめられた生徒から事実関係を聴取する際は、「あなたが悪いのではない」ことなど、自尊感情を高めることに留意する。
- ウ いじめた生徒の指導については、まず学級担任が基本的には対応するが、いじめ対策委員会の構成員も積極的に関わり、指導の方針を共有する。いじめた生徒から事実関係を聴取する際は、一方的に生徒を叱責するのではなく、生徒の情緒を安定させるなど、正確に事実関係を把握することに留意する。
- エ 基本的に、加害生徒および被害生徒の保護者への連絡は迅速に行う。状況によっては、電話での連絡を避け、学級担任および学年主任同伴の家庭訪問を行う。
- オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) 重大事態への対処

- ア いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態が発生した場合は、速やかに様式1を作成して東京都教育委員会に報告する。校内に重大事態の調査組織(学校いじめ対策委員会が母体)を設置して、事実関係を明確にする調査を行う。関係者の個人情報に十分配慮しつつ、被害生徒及び保護者に情報を適切に提供する。最初の報告から二週間以内を目途に、様式3を作成して経過を報告する。
- イ いじめられた生徒や保護者に対して、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りなど、安全を確保する。あわせて当該生徒にとって信頼できる人が寄り添い支えられる体制をつくる。当該生徒が安心して学習その他の活動に参加できるように環境の確保を図る。状況に応じては心理の専門家など外部専門家の協力を得る。
- ウ いじめた生徒については、いじめられた生徒が使用する教室以外の場所で、一定期間学習させる等の措置を講じる。また、暴行や金銭強要などの行為が行われていると疑われる場合は、速やかに警察への相談・通報を行う。継続的に指導を行っても改善が図られない場合には、懲戒や出席停止等、必要な措置を講じる。また、いじめた生徒についても、加害行為の背景には、さまざまな要因が考えられるため、必要に応じて心理の専門家など外部専門家の協力を得てケアを行う。
- エ 学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や対応についての説明を行う。

5 教職員研修計画

- (1) 4月に生徒指導上の諸問題等に関する校内研修(ケース会)を行い共通理解を図る。
- (2) 二学期の職員会議後に、いじめ問題を中心とした研修を行い共通理解を図る。
- (3) 年度末に、学校評価の結果も含めて、次年度への改善について共通理解を図る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校便りやホームページ、全校保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。
- (2) P T Aの役員等が、被害・加害生徒の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、P T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。
- (3) 保護者が相談しやすい環境を整備する必要があるため、学級担任は、日々の連絡帳に記載される些細な事柄にも注意深く気を配り、計画的に相談の機会を設定する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 重大事態発生時には、民生・児童委員等の地域人材等と積極的に連携し、地域での生徒の見守り・巡回等を依頼する。
- (2) 高島平、志村、板橋、光が丘、練馬、各警察署のスクールサポーターとは、在校生や卒業生の地域での諸問題も含めて、日常的に連携を図る。
- (3) 暴行や金銭強要などの行為が行われていると疑われる場合は、速やかに警察への相談・通報を行う。
- (4) 放課後等デイサービスを利用している生徒も多いため、必要に応じては、サービス機関とも連携を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートの項目に、いじめ防止への取組について、「学校は、いじめ防止対策について積極的に取り組んでいるか」という項目を追加する。
- (2) 学校評価の結果を受けて、学校いじめ対策委員会を中心に、年度末に一年間の活動を振り返り、具体的な改善案を検討して基本方針を見直す。